

第 91 号議案

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 15 条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 17 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 23 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 24 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 24 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 24 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 24 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特

定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第 2 条の 2 の 2 を次のように改める。

第 2 条の 2 の 2 削除

付則第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 7 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 47 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 47 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 49 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 47 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- （1） 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもつて紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第7条の次に1条を加える改正規定及び付則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第6条及び第15条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(3) 付則第2条の2の2の改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大田区特別区税条例(以下「新条例」という。)

第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第3条 新条例第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の区民税について適用し、令和7年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の大田区特

別区税条例（以下「旧条例」という。）第 23 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 24 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 24 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例付則第 7 条の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、大田区特別区税条例第 47 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 49 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例付則第 7 条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 大田区特別区税条例第 49 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第 7 条の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例付則第 7 条の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その

端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、特定親族特別控除を新設するとともに、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 92 号議案

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田区コミュニティセンター羽田旭条例（平成 16 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域における区民の文化、健康及び社会的活動を促進することにより、もって地域の振興に寄与する」を「区民による主体的な文化活動、生涯学習並びに地域産業との相互交流及び連携を推進し、地域力の向上を図るとともに、区民に憩いの場を提供する」に改める。

第 2 条第 3 号を削る。

第 4 条第 1 項中「者は」の次に「、規則に定めるところにより」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用するときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。

第 5 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1） 使用目的に虚偽があると認めるとき。

第 14 条を第 20 条とし、第 13 条を第 15 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定手続）

第17条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- （1） 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- （2） センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- （3） センターの管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設等の使用に関する業務
- （2） 施設等の維持管理に関する業務
- （3） 施設等の利用促進に関する業務
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第19条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、センターの管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及

び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第 64 号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

第 12 条を第 14 条とし、第 11 条を削り、第 10 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（入館の制限）

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入館を断り、又は退館させることができる。

- （１） 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- （２） センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- （３） 前２号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

第 9 条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（施設等の変更制限）

第11条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

第 8 条中「第 6 条に規定する使用料」を「第 7 条に規定する使用料等」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第 2 項中「付帯設備」を「センターの付帯設備」に、「１万円」を「３万円」に改め、同条第 3 項中「徴収する」の次に「ことができる」を加え、同条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項及び第 2 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(使用の変更及び取消し)

第6条 第3条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)

が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
- (2) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

使用区分 施設名	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時～ 正午	午後0時20 分～午後3 時20分	午後3時40 分～午後6 時40分	午後7時～ 午後10時
体育室	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円
第一集会室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
第二集会室	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
第三集会室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円
第四集会室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円

別表備考に次の1号を加える。

- (3) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額(計算方法については、区長が別に定める。)をこの表に定める使用料のほかに徴収する。

第2条 大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 運動場

別表の前に次のように加える。

1 体育室、集会室

別表1 体育室、集会室の項の次に次の表を加える。

2 運動場

使用区分 施設名	午前A	午前B	午後A	午後B
	午前9時～ 午前11時	午前11時～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時
運動場	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び付則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 規則で定める日

(準備行為)

- 2 改正後の第17条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

- 3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

旧羽田旭小学校敷地活用事業に基づく大田区コミュニティセンター羽田旭の整備に伴い、施設及び使用料等を改めるとともに、指定管理者の指定手続等について定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 93 号議案

大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例

大田区立障がい者総合サポートセンター条例（平成 26 年条例第 26 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 15 号を同条第 16 号とし、同条第 8 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り
下げ、同条第 7 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改め、同号を同条
第 8 号とし、第 6 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改め、同号を同
条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同
条第 3 号中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 16 項」に改め、同号を同条第 4 号と
し、同条第 2 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 14 項」に改め、同号を同条第
3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 法第 5 条第 13 項の就労選択支援を提供する事業に関すること。

付 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、
新たに就労選択支援を提供する事業を実施するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月18日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例

大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

第3条第2項中「次の」を「通常の開園時間を超えて保育を行う」に改め、同項各号を削る。

第４条第２項及び第３項を削り、同条第４項を同条第２項とし、同条第５項中「前各項」を「前２項」に、「保育の実施等」を「保育の実施」に改め、同項を同条第３項とし、同条第６項中「第１項から第４項まで」を「第１項及び第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第７項を同条第５項とし、同条第８項中「第５項及び第６項」を「第３項及び第４項」に改め、同項を同条第６項とする。

別表中

2,000 円	2,000 円
3,000 円	3,000 円
4,000 円	4,000 円
5,700 円	5,400 円
8,700 円	8,300 円
11,800 円	11,300 円
15,100 円	14,400 円
18,400 円	17,600 円
20,600 円	19,700 円
22,900 円	21,900 円
25,400 円	24,300 円
28,000 円	26,800 円

30,100 円	28,800 円
31,800 円	30,500 円
34,400 円	33,000 円
38,100 円	36,500 円
40,600 円	38,800 円
42,500 円	40,500 円
44,600 円	42,800 円
45,800 円	43,800 円
47,500 円	45,500 円
51,800 円	49,700 円
57,700 円	55,700 円
63,200 円	61,200 円
68,000 円	66,000 円
71,300 円	69,300 円
71,800 円	69,800 円

を

0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円
0 円	0 円

に改め、同

表備考第 11 号中「とは、」の次に「子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項の規定による」を加え、同表備考第 12 号及び第 13 号を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の費用について適用する。

(提案理由)

保育の実施に係る費用として徴収する額を零とするほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 95 号議案

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1
号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に
改め、同条第 9 項を同条第 11 項とし、同条第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り
下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携
協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模
保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A
型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同
条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「い
ずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次
のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、

次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 区長は、当該特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

付則第4条中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する規定を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 96 号議案

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

- （１） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

付則第4項中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する規定を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。